改正後

(管理)

第2条 松阪市飯南茶業伝承館(以下「伝承館」という。)の管理は、常に良好な状 態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならな い。

(休館日)

第3条 伝承館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があ ると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(利用時間)

第4条 伝承館の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が 必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

- 第6条 伝承館を利用する者は、別表に掲げる施設の利用のほか、特に許可を必要と する行為を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならな い。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。
- 2 市長は、前項の規定により許可する場合に必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことがで きる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(利用の制限)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」とい 第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」と う。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しく は利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合におい て、利用者に生じた損害については、市長はその責を負わないものとする。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反した とき。

(2)~(5) (略)

改正前

(管理)

第2条 松阪市飯南茶業伝承館(以下「伝承館」という。)の管理は、松阪市公の施 設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年松阪市条例第9号)第6 条第1項の規定に基づき、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)が行 うものとする。

(休館日)

第3条 伝承館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必 要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休 館することができる。

(1)~(3) (略)

(開館時間)

第4条 伝承館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管 理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更す ることができる。

(利用の許可)

- 第6条 伝承館を利用する者は、別表に掲げる施設の利用のほか、特に許可を必要と する行為を行おうとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければな らない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の規定により許可する場合に必要な条件を付すことができ る。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないこ とができる。

(1)~(4) (略)

(利用の制限)

- いう。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若し くは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合にお いて、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わないものとす
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違 反したとき。

改正後

(2)~(5) (略)

(使用料の納付)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を市長が定める期日までに納付しなければな らない。

第9条 削除

(使用料の減免)

- により、使用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催 するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保 育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額 (使用料の不環付)
- 第11条 既納の使用料は、環付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると きは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他不可抗力によって利用することができなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。 (原状回復義務)
- 第13条 利用者は、伝承館の施設の利用が終了したとき、又は第7条の規定により利 | 第13条 利用者は、伝承館の施設の利用が終了したとき、又は第7条の規定により利 用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した 施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を 得たときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第8条 利用者は、指定管理者に伝承館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

改正前

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長 の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるも のとする。

(利用料金の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところ│第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準 により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

- 第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する ときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他不可抗力によって利用することができなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。 (原状回復義務)
- 用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した 施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の 承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

- 第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 伝承館の次に掲げる事業の運営企画に関すること。
 - ア 茶業振興対策の推進事業
 - イ 茶製造技術の伝承事業

	改正前				
(2) 伝承館の利用の許可に関すること。 (3) 伝承館の利用料金に関すること。 (4) 伝承館の利用料金に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (指定管理者の情報公開) 第16条 指定管理者は、前条に規定する業務によいて公開請求があったときは、松阪市情報公開の定めるところにより公開に努めるものとする。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項があるもののほか、必要な事項があるところにより公開に努めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に努めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に努めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に努めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に努めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に努めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に対している。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に対している。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に対している。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に対している。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に対しているといる。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項があるところにより公開に対している。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 第17条 この条例に定めるものとする。 第17条 第17条 この条例に定めるものとする。 第17条 第17条 この条例に定めるものとする。 第17条 第17条 この条例に定めるものとする。 第17条 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項がある。 第17条 第17条 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ウ 茶の歴史と茶情報の発信及び広報宣伝事業				
(3) 伝承館の利用料金に関すること。 (4) 伝承館の維持管理に関すること。 (4) 伝承館の維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (指定管理者の情報公開) 第16条 指定管理者は、前条に規定する業務によいて公開請求があったときは、松阪市情報公開。の定めるところにより公開に努めるものとする。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項を指数を関係。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項を関すること。 (事16条 指定管理者は、前条に規定する業務によいて公開請求があったときは、松阪市情報公開。					
(4) 伝承館の維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (指定管理者の情報公開) 第16条 指定管理者は、前条に規定する業務によいて公開請求があったときは、松阪市情報公開。 の定めるところにより公開に努めるものとする。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 別表(第6条及び第8条関係) 使用料	(2) 伝承館の利用の許可に関すること。				
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に関すること。 (指定管理者の情報公開) 第16条 指定管理者は、前条に規定する業務によいて公開請求があったときは、松阪市情報公開。の定めるところにより公開に努めるものとする。(委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 別表 (第6条及び第8条関係) 使用料 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 「変素」 「変素」 「大きの条例に定めるもののほか、必要な事項を表現である。 「変集」 「大きの条例に定めるもののほか、必要な事項を表現である。 「変集」 「大きの条例に定めるもののほか、必要な事項を表現を表現である。 「変集」 「大きの条例に定めるもののほか、必要な事項を表現であるところにより公開に努めるものとする。 (変集) 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項を表現であるところにより公開に努めるものとする。 (変集) 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項を表現であるところにより公開に努めるものとする。 (変集) 「変素を表現で第8条関係) 「変素を表現で第8条関係) 「おおおいての意味を表現である。」 「現本機械 日記評会出品茶 「一般茶」」 「一般茶」 「	(3) 伝承館の利用料金に関すること。				
関すること。	(4) 伝承館の維持管理に関すること。				
(表任) (指定管理者の情報公開) 第16条 指定管理者は、前条に規定する業務によいて公開請求があったときは、松阪市情報公開をの定めるところにより公開に努めるものとする。 (委任) 別表(第6条及び第8条関係) 別表(第6条及び第8条関係) 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 (製茶場) 製茶機械 (製茶機械 (製茶場) 品評会出品茶 一般茶					
第16条 指定管理者は、前条に規定する業務によいて公開請求があったときは、松阪市情報公開認の定めるところにより公開に努めるものとする。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 別表(第6条及び第8条関係) 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室(研修室) 1時間毎 1,210円 研究室1 製茶機械 品評会出品茶 一般茶					
(委任) いて公開請求があったときは、松阪市情報公開達の定めるところにより公開に努めるものとする。 (委任) 別表 (第6条及び第8条関係) 加表 (第6条及び第8条関係) 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室 (研修室) 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 (製茶機) 出評会出品茶 (製茶機) 品評会出品茶 (製茶機)					
(委任) の定めるところにより公開に努めるものとする。 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項 別表(第6条及び第8条関係) 別表(第6条及び第8条関係) 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室(研修室) 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 製茶機械 品評会出品茶 一般茶	第16条 指定管理者は、前条に規定する業務により保有することとなった情報につ				
(委任) (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項 別表(第6条及び第8条関係) 別表(第6条及び第8条関係) 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 製茶機械 品評会出品茶 (研修室) 一般茶	いて公開請求があったときは、松阪市情報公開条例(平成17年松阪市条例第6号)				
第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項 別表(第6条及び第8条関係) 加表(第6条及び第8条関係) 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室 (研修室) 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 (製茶場) 製茶機械 (製茶場) 品評会出品茶 一般茶					
別表 (第6条及び第8条関係) 加表 (第6条及び第8条関係) 施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室 (研修室) 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 (製茶場) 製茶機械 品評会出品茶 一般茶	\\				
施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室 (研修室) 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 (製茶場) 製茶機械 品評会出品茶 一般茶	第 <u>17</u> 朱 この米例に定めるもののはか、必要な事項は、規則で定める。				
施設名 利用区分 区分 単位 使用料 施設名 利用区分 区分 実習室 (研修室) 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 (製茶場) 製茶機械 (製茶場) 品評会出品茶 一般茶	別表 (第6条及び第8条関係)				
実習室 貸室 1時間毎 1,210円 研究室1 製茶機械 品評会出品茶 (研修室) 一般茶					
(研修室) <u>(製茶場)</u> <u>一般茶</u>	単位	利用料金			
(研修室) <u>(製茶場)</u> <u>一般茶</u>	生葉	550円以内			
展示室 イベント 1日 12,410円	1.0kg	550円以内			
	荒茶	550円以内			
見学 無料 (仕上場)	714/5	2001 1571 1			

(3/4)

550円以内

1.0kg

荒茶

[とうし・切断・電気

選別]

とうみ機

色彩選別機

火入れ機

仕上機

仕上げのみ

改正後	改正前					
			[とうし・切断・電気 選別]	1.0kg		
			とうみ機			
		再火のみ	<u>色彩選別機</u> <u>火入れ機</u>	荒茶	270円以内	
		142 4	2 2 3 3 2 3	1. 0kg		
		色彩選別のみ	<u>色彩選別機</u>	<u>荒茶</u>	330円以内	
				<u>1. 0kg</u>		
	実習室 (研修室)	貸室	1時間毎		1,100円以内	
	展示室	イベント		1日	16,500円以内	
		見学			無料	